

# 生徒心得

この生徒心得は、埼玉県立八潮南高等学校（以下「本校」という。）学則 22 条の規定に基づき定めるものであり、本校の生徒が秩序ある充実した高校生活を送るとともに、本校の良い校風と伝統を確立するために、お互いに協力し、守らなければならない規律である。

なお、この心得に定められていない事項であっても、社会通念上従わなければならない「きまり」は、当然守らなければならない。

- (1) 高校生としての本分を自覚し、毎日の学習を通して学問の真理を探究し、人格の完成を目指し努力する。
- (2) 自他の敬愛と協力によって明るい楽しい学校生活を営み、教養を高めるよう努力する。
- (3) お互いに、挨拶を交わし、言葉遣いに注意し、社会人としての品位ある態度を養う。
- (4) 部活動等に積極的に参加し、諸活動を通して粘り強い精神力とたくましい体力を養い、自己啓発に努める。

## 1 学 習

- (1) 各教科・科目・総合的な探究の時間の履修及び特別活動に意欲をもって積極的に取り組む。
- (2) 教職員の指示に従い、他者と協働し、良い学習環境を作るよう努力する。
- (3) 正当な理由なく、欠席、欠課、遅刻、早退をしない。やむを得ない場合は、あらかじめ学級担任に届け出る。当日朝になっての欠席又は遅刻の場合には、電話等で学校に連絡をする。
- (4) 始終の礼は、きちんと正しく行う。
- (5) 休憩時間は有効に活用する。

## 2 服装等

- (1) 服装、言葉遣い、身だしなみ等は、その人の品格を表すものであり、個人の態度がひいては本校の評価につながる場合もある。本校の生徒として、一人ひとりが責任ある行動をとらなければならない。
- (2) 登下校時や学校生活における制服等の服装については別に定める「服装規程」に従う。
- (3) 土曜日、日曜日、休日等の休業日に登校する場合においても、定められた制服等を着用すること。

## 3 通 学

- (1) 登下校の際は、定められた制服を着用すること。
- (2) 交通法規及び交通徳を守り、安全に留意し、他人に迷惑をかけないように十分に注意する。
- (3) 通常は、原則として午前 8 時 40 分までに登校し、始業の 5 分前までに教室に入り、登校後は、学級担任又は教職員の許可なく外出しない。
- (4) 放課後は、原則として下校時刻（通常は午後 5 時）までに下校する。特別の事情で下校が遅れるときは、家庭に連絡をすること。
- (5) 自転車通学者は、別に定める「交通安全（自転車通学）に関する規程」に従う。
- (6) オートバイ、原動機付き自転車等の車両の運転又は、同乗しての通学は認めない。

## 4 校内生活

- (1) 集団の規律を守り、お互いに協力して良い学習環境をつくるよう努める。
- (2) 来客及び職員に対して、挨拶を忘れないようにする。
- (3) 校長室、職員室、事務室、保健室、各教科準備室等へ出入りするときは、帽子、コート、マフラー、手袋等は脱いで、ノックし、「失礼します」「失礼しました」と挨拶を行う。
- (4) 身の整理、整頓に心掛け、校舎内外の美化、環境整備に努める。清掃分担区域は、責任をもって毎日清掃し、終了後は、教職員に報告する。
- (5) 上履、下履の区別をはっきりする。
- (6) 教室、机、教具をはじめ、すべての学校施設・設備や備品等の公共物を大切に扱い、破損、移動、紛失をしてはならない。万一、破損等の事故があった場合は、学級担任又は教職員に届け出る。
- (7) 特別教室や特定の備品を使用するときは、教職員の許可を得る。使用後は整理整頓し報告する。

- (8) 土曜日、日曜日、休日等の休業日に登校して、学校の施設・備品等を使用する場合は、あらかじめ校長の許可を得る。
- (9) 所持品には、すべて記名し、貴重品は身につける。
- (10) 学習に不必要な新聞、雑誌、書籍、ゲームその他の物品等は持参しない。
- (11) 昼食は、所定の時間に、教室又は所定の場所とする。
- (12) 団体を組織する場合、集会を開く場合、新聞・雑誌・パンフレット・ビラ等を配布する場合は、責任者を定め、学級担任又は教職員を通して校長の許可を受けなければならない。

## 5 校外生活

- (1) 校外においても、本校生徒としての自覚と誇りを持ち、特に、服装・言動に注意し、責任ある行動をとる。
- (2) 学校以外の団体の主催する集会・研究会・クラブ等に加入又は参加する場合は、保護者の許可を得ること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。特別の事情でやむを得ず行わなければならない場合は、事前に保護者と共に学級担任に届け出て、校長の了承を受けたうえで保護者の責任のもとに行うことができる。無断アルバイトが発覚した場合は、学校の指導に従うこと。
- (4) 夜間の外出や外泊はできるだけ避ける。やむを得ず外出や外泊をする場合は、行先・用務・帰宅時間・同行者・連絡方法等を保護者に告げて、許可を得る。
- (5) 公式試合、進学・就職のため授業等を欠く場合は、学級担任に願い出て、出席扱いを受けることができる。

## 6 その他の遵守事項

- (1) 飲酒、喫煙、薬物使用、暴力行為、物品の故意の破損及び下記(5)の「自動二輪に関する規程」「普通自動車運転免許取得に関する規程」等の違反行為は、学校の内外を問わず厳重に禁止する。在学中にこれらの違反行為を行った場合は、学校の指導に従うものとする。
- (2) 生徒間で金銭の貸借や物品の売買等をしてはならない。
- (3) 校内において特定の政党や宗教に関する活動を行ってはならない。
- (4) 生徒間の交際は、お互いに人格を尊重し、思いやりの精神で清純・明朗でなければならない。
- (5) 原動機付自転車（バイク）、自動二輪車、自動車等の購入、乗車、運転及びこれらの運転免許証の取得については、別に定める「自動二輪に関する規程」「普通自動車運転免許取得に関する規程」に従う。

## 7 願・届出書類

願又は届出書類には、次のものがあるので、学級担任に申し出て所定の様式に必要事項を記入して提出する。

(1) 退学願	(2) 休学願	(3) 復学願	(4) 転学願	(5) 氏名(住所)変更届
(6) 保護者(保証人)変更届	(7) 欠席(忌引)届	(8) 遅刻(早退)届	(9) 旅行届	(10) アルバイト届
(11) 自転車通学許可願	(12) 学割交付願	(13) 異装許可願	(14) 出席扱い願	(15) 自動二輪車等の免許取得届等
(16) その他の届				

# 服 装 規 程

この規程は、埼玉県立八潮南高等学校の生徒心得の趣旨に従い、登下校、校内生活、学校行事における本校生徒の服装に関し、規定するものである。

項 目	基 準
制 服	本校指定の上着（ブレザー）、シャツ、スラックス又はスカート（校名イニシャル刺繍入り）、ネクタイ又はリボン着用。ただし、夏季期間（6/1～9/30）は、上着、ネクタイ又はリボンの未着用を認める。
シャツ	本校指定の白無地レギュラー襟又は、襟。又は、それに準ずるもの。
ネクタイ・リボン	本校指定のネクタイ又はリボンを着用すること。
指定ベスト	本校指定の白（ニット）ベストとする。登下校時を含む終日着用を認める。
指定セーター	本校指定の黒セーターとする。登下校時・集会時以外は校内で着用してもよいが、登下校時・集会時はブレザーを着用している時のみ着用可とする。
靴 下	黒または紺の単色のソックスで、華美でないワンポイントは可。くるぶし丈ソックスや柄物、スポーツソックスは不可(体育授業時を除く)。
コート・マフラー・通学靴	高校生にふさわしいものを用いる。
通学靴	通学用バック・サブバック又は、それに準ずる高校生にふさわしいもの。学生靴でも良い。（変形は不可とする）
頭 髪	高校生にふさわしいものとする。 髪飾り、パーマ、過度のドライヤーセット、染色、脱色その他の変形は不可。
アクセサリー	指輪、ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス、カフスボタン、マニキュア色付きリップクリーム、カラーコンタクト、その他の化粧・装飾は不可。
上履き	本校指定のもの。外側に記名のこと。
体育着	本校指定のジャージ上下、半袖Tシャツ、ハーフパンツとする。
体育館履き	本校指定のもの。外側に記名のこと。
体育用外履き	体育科担当者が指導する。

- 1 授業時の服装は、原則として制服とする。体育着、防寒着等の着用は認めない。
- 2 体育時の服装は、本校指定の体育着（体育館使用時は指定の体育館履き）を着用する。
- 3 更衣は、6月1日及び10月1日とする。夏季期間は、6月1日から9月30日までとする。
- 4 上記について、特別な事情を有する場合は、保護者等を通じて対応を協議する。

# 交通安全(自転車通学)に関する規程

本校は、自転車による通学者が特に多い。また、全国的に高校生の自転車・バイク等による加害・被害事故が多発していることなどから、事故防止と生徒の安全を確保するため、この規程を定め、指導する。

## 自転車通学について

- (1) 自転車を利用して通学を希望する者は、「自転車通学許可願」を学級担任に提出し、学校の許可を受けること。
- (2) 通学に使用する自転車は、所轄の警察に届け出、同時に学校にも登録し、学校のステッカーの交付を受け、自転車に貼付すること。  
また、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき自転車損害保険等に加入していること。なお、自転車損害保険等及び防犯登録、ステッカー等に要する費用は自己負担とする。
- (3) 登校後、自転車は施錠し校内の定められた場所に置く。
- (4) 登校後、下校時までには、校内・校外での乗車を禁止する。
- (5) 雨天の際は、雨合羽を着用する。カサを差して運転しない。
- (6) 二人乗り等は禁止する。危険な乗り方はしない。
- (7) 携帯電話及び音楽プレーヤー等を使用しながらの運転はしない。
- (8) 自転車は、常に点検し、安全を確保する。
- (9) その他、道路交通法に従うこと。

# 普通自動車運転免許証取得に関する規程

## 1 趣 旨

この規程は、令和3年9月30日付教生指第314号・315号「高校生の自転車の運転免許の取得及び交通安全に関する指導について（通知）」に基づき、普通自動車及び準中型自動車（以下「自動車」）の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

## 2 基本方針

- (1) 自動車の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒及びその保護者は、以下の手続きにより、校長宛に書面で届出をする。
- (2) 学校は生徒及びその保護者に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。

## 3 自動車の運転免許取得に関する手続

- (1) 自動車の運転免許の取得を必要とする生徒は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」（様式1）を校長宛に提出する。
- (2) 学校は、「自動車運転免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、当該生徒と面談等を行い、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。
- (3) 学校は、面談等を実施した後に、「自動車運転免許取得届・取得報告書」に収受印を押して、生徒に交付する。
- (4) 生徒は、(3)の「自動車運転免許取得届・取得報告書」を受領後、自動車の免許を取得するものとする。
- (5) 生徒は、自動車の免許取得後、速やかに「自動車運転免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。なお、在学中に取得できなかった場合は、この限りではない。

## 4 自動車の購入等に関する手続

- (1) 自動車を購入、譲受け等により取得した生徒は、「自動車購入等報告書」（様式2）を校長宛に提出する。
- (2) 提出時には学校は生徒に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。

## 5 自動車の運転に関する手続

- (1) 自動車を運転する必要がある生徒は、「自動車運転誓約書」（様式3）を校長宛に提出する。
- (2) 提出時には学校は生徒に対して、面談等で、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、共通認識を図る。

## 6 自動車による通学等について

自動車による通学（校外での学校行事等を含む）に関しては、禁止とする。また、本校制服（体操着・トレーニングウェア等を含む）を着用し、自動車等を運転することも同じく禁止とする。

## 7 その他

18歳未満の生徒の手続きに関しては保護者の同意を必要とする。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 自動二輪車等に関する規程

## 1 趣 旨

この規程は、令和4年3月9日付 教保体第1801-2号「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う、高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項の改訂について(通知)に基づき、「原動機付自転車及び自動二輪車」(以下「自動二輪車等」という。)の運転免許取得等について、本校の実情に応じて定めるものである。

## 2 基本方針

自動二輪車等の交通安全に関する基本的な事項について定め、高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得、車両の購入及び運転を希望する生徒は、学校に書面をもって届け出る。なお、当該生徒が18歳未満の場合は、保護者の署名を必須とする。
- (2) 学校は、生徒との面談等を通して、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、交通安全意識の向上を図る。なお、当該生徒が18歳未満の場合は、生徒及び保護者との面談を行う。

## 3 自動二輪車等の運転免許の取得に関する手続き

自動二輪車等の運転免許を取得したい生徒は、以下の手続きを取ること。

- (1) 自動二輪車等の運転免許の取得を必要とする生徒は、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」(様式1)を校長宛に提出する。
- (2) 「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」が提出された場合には、学校は当該生徒と面談等を行い、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分等について説明し、交通安全意識の向上を図る。
- (3) 学校は、面談等を実施した後に、「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」に收受印を押して、生徒に交付する。
- (4) 生徒は、(3)の「自動二輪車等免許取得届・取得報告書」を受理後、自動二輪車等の免許を取得するものとする。
- (5) 生徒は、自動二輪車等の免許取得後、速やかに「自動二輪車免許取得届・取得報告書」に運転免許証の写しを添付して、校長宛に提出する。なお、在学中に取得できなかった場合この限りではない。

## 4 自動二輪車等の購入等に関する手続

- (1) 原動機付自転車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「原動機付自転車購入等報告書」(様式2)を校長宛に提出する。
- (2) 自動二輪車を購入、譲受けにより取得した生徒は、「自動二輪車購入等報告書」(様式3)を校長宛に提出する。

## 5 自動二輪車等の運転に関する手続

- (1) 原動機付自転車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「原動機付自転

車運転誓約書」(様式4)を校長宛に提出する。

- (2) 自動二輪車を運転する必要がある生徒は、本人及び保護者の連名による「自動二輪車運転誓約書」(様式5)を校長宛に提出する。

## 6 自動二輪車等の同乗の禁止

自動二輪車等を運転する場合は、(初心運転期間を終了しても)他者を同乗させてはならない。また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動二輪車等に同乗してはならない。

## 7 交通安全講習の受講

運転免許を取得した生徒は、県教育委員会等が主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

## 8 自動二輪車等による通学等について

自動二輪車等による通学に関しては、禁止とする。また、本校制服(体操着・トレーニングウェア等を含む)を着用し、自動二輪車等を運転することも同じく禁止とする。

## 9 その他

- (1) 当該生徒が18歳未満の場合は、生徒及び保護者との面談、及び届出等の書類における保護者の署名を必須とする。なお、成年年齢に達した生徒についても、在学中は家族等との面談や各様式への署名を求めることとする。
- (2) 上記の規定に反した場合は、学校の指導措置に従うものとする。